

鳥取県告示第792号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月4日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行って いた事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	廃止年月日
有限会社ケア サービス博愛	鳥取市吉方 温泉二丁目 516	有限会社ケアサー ビス博愛訪問介護事 業所	鳥取市吉方温泉二丁目 516	居宅介護	平成24年11月 30日
特定非営利活 動法人ワーカ ーズコープ	東京都豊島 区池袋三丁 目1-2	ゆいまある	八頭郡若桜町大字若桜 257	相談支援事業	平成24年12月 1日